

# こんな 架空請求のお知らせ がきていませんか？



武雄市でも下記の様なはがきや SNS でのメッセージが届いたとの相談が増えています。実際にはがきに書かれている名称に連絡をしたところ、弁護士を名乗るものを紹介され、最終的にはコンビニでプリペイドカードを購入し、お金を支払ってしまったとの相談事例も寄せられています。

このようなはがきやメールが届いたときには決して相手にせず、まずは**武雄市消費生活センター**へご相談ください。

## はがき

### 総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)286 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

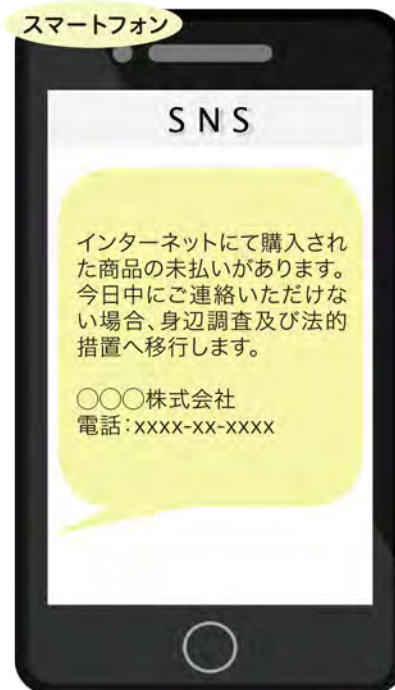
裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け隔わっておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年9月7日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター  
東京都千代田区霞が関〇〇〇〇〇〇  
取り下げ等のお問合せ窓口 〇〇-〇〇〇〇  
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

## スマートフォン



- 1.突然はがきやメッセージを受け取っても、**慌てず、落ち着くこと！**
- 2.「誤解をとかないと！」と思っても、**絶対に電話をしないこと！**

困ったら  
まず電話を！

**武雄市消費生活センター(武雄市役所 2階)**  
☎0954-23-9500 相談時間:平日 9:00～16:30 (※土、日、祝日、年末年始を除く)

有料広告



まごころ

心温まる家族葬

ご家族と親しい方たちだけでゆっくりと過ごして頂けます。

お気軽にお問い合わせください。

☎0954-45-5181

